

平成 29 年度

事業計画

社会福祉法人 大恵会

社会福祉法人大恵会中長期ビジョン

はじめに

日本は、少子・高齢化、人口減少という構造的な課題に直面しています。こうした中で、持続可能な社会保障制度の維持・構築が不可欠となっていきます。

今後、社会福祉業界がさらなる効率化が求められ、社会福祉法人が本来の使命を全うし、経営理念に基づく自主的・自律的な経営の確立と、福祉実践の積み重ねが必要不可欠となります。

社会福祉法人は、社会福祉事業を行うことを主たる目的として、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）に基づき設立される法人です。

社会福祉法人制度が創設された当時の昭和 20 年代、日本は、終戦による海外からの引揚者、身体障害者、戦災孤児、失業者などの生活困窮者の激増という困難に直面していました。これらの者への対応はまさに急務であったが、戦後の荒廃の中、行政の資源は不十分であり、政府には民間資源の活用が求められた。

このため、社会福祉事業を担う責務と本来的な経営主体を行政（国や地方公共団体等の公的団体）としつつも、事業の実施を民間に委ね、かつ、事業の公益性を担保する方策として、行政機関（所轄庁）がサービスの対象者と内容を決定し、それに従い事業を実施する仕組み（措置制度）が設けられた。そして、措置を受託する法人に行政からの特別な規制と助成金を可能とするため、「社会福祉法人」という特別な法人格が活用されたのです。

社会福祉法人は、①社会福祉事業を行うことを目的とし（公益性）、②法人設立時の寄附者の持分は認められず、残余財産は社会福祉法人その他社会福祉事業を行う者又は国庫に帰属し（非営利性）、③所轄庁による設立認可により設立されるという、旧民法第 34 条に基づく公益法人としての性格を有しています。

また、①憲法第 89 条の「公の支配」に属する法人として、行政からの補助金や税制優遇を受け一方、②社会的信用の確保のため、基本的に「社会福祉事業のみ」を経営すべきという原則論の下、所轄庁の指導監査を受けてきた。

このような歴史的諸制約から、社会福祉法人は民間事業者ではあるものの、行政サービスの受託者として公的性格の強い法人となり、市場原理で活動する一般的な民間事業者とは、異なる原理原則の下、発展してきた。

戦後の混乱期が終わり、昭和 30 年代から昭和 40 年代になると、高度経済成長を背景に社会福祉制度の充実も進み、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）、身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）に加えて、知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）、母子及び寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）などが整備され、社会福祉制度の専門分化が進んできた。

豊かさの実現を背景として、福祉サービスの供給も拡大し、新たに設けられた制度に基づく福祉サービスを実施するため、行政が措置の委託先である施設整備（受皿）を優先したため、社会福祉法人の数も増加していった。

昭和 50 年代から昭和 60 年代になると、高齢化や核家族化、女性の社会進出等を背景に、福祉ニーズが急速に増大し、「高齢者保健福祉推進十か年戦略（ゴールドプラン）」（1989（平成元）年）、「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について（エンゼルプラン）」（1994（平成 6）年）、「障害者プラン～ノーマライゼーション七か年戦略～」（1995（平成 7）年）等による福祉サービスの基盤整備が進められた。

こうした基盤整備の進展に伴い、サービスの提供主体である社会福祉法人の数も急増していった。同時に、福祉サービスの受け手である利用者は、かつてのような生活困窮者ばかりではなくなり、福祉サービスはより普遍的な国民一般向けの福祉サービスへと変化していく兆しが現れていった。

1997（平成 9）年の介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）の成立によって、「介護」は、保健医療サービスと福祉サービスが総合的に受けられるサービスとして再構築され、従来の措置制度による制限的サービスから、保険制度による普遍的なサービスへと大きな転換を遂げた。

この中で、サービス提供の方法の基本が、行政サービスの対象者と内容を定める措置制度から、利用者がサービスを選択して自らの意思に基づき利用する仕組み（契約制度）へと変更された。これによって、介護サービス事業者は、サービス選択の保障を図るため、多様な経営主体により提供されることとなり、サービスの種類や内容の多様化も進んだ。

介護保険法の成立等を受け、社会福祉の共通基盤制度の見直しとして、2000（平成 12）年には社会福祉基礎構造改革が行われ、社会福祉法人制度についても幅広い見直しが行われた。

高齢者介護の分野における措置制度から契約制度への変更、サービスの普遍化という劇的な変化は、利用者のニーズに応じたサービスの提供、事業展開、自主的サービスの質の向上、経営の効率化・安定化といった、措置制度の下で行われていたような施設管理にはない、法人経営という視点を社会福祉法人により強く求められることとなった。

この結果、社会福祉基礎構造改革では、①自主的な経営基盤の強化、②福祉サービスの質の向上、③事業経営の透明性の確保を内容とする社会福祉法人の経営の原則が法定された。これに伴って、社会福祉法人が行う収益事業で得た利益の充当先の拡大や、第三者評価の受審の努力義務化、福祉サービスの利用を希望者とする者その他の利害関係者に対する財務諸表の閲覧の義務付け等の改革が行われた。

社会福祉法人制度については、2000（平成 12）年の社会福祉基礎構造改革以降、大きな見直しは行われていない。しかしながら、その後の 10 余年の間に、社会福祉法人を取り巻く状況は大きく変化し、社会福祉法人制度の意義・役割を問い直す厳しい指摘に至っている。今こそ、社会福祉法人への信頼が高まり、増大していく福祉ニーズだけでなく、個性豊かな地域社会を作り、地域再生の中心として、一層貢献できる主体となっていける社会福祉法人大恵会を目指していきます。

I 社会福祉法人制度改正に伴う体制整備

2025年に向け社会福祉法人大恵会のあるべき姿（長期ビジョン）

1. 利用者に対する基本姿勢

～一人ひとりの人権を尊重したサービスの提供～

- 1) 人権の尊重
- 2) サービスの向上
- 3) 生活環境・利用環境の向上

2. 社会に対する基本姿勢

～地域の実情・利用者の必要性に合わせた、制度化されていない地域公益活動を組み合わせた地域社会作り～

- 1) 信頼と協力を得るための情報発信
- 2) 地域における公益的な取組の推進

3. 職員に対する基本姿勢

～良質な社会福祉人材を育成し、福祉従事者の地位向上に向けた積極的な取組み～

- 1) トータルな人材マネジメントの推進
- 2) 福祉人材の定着と法人の『要』となる人材の育成
- 3) 人材確保に向けた取組の強化

4. マネジメントに対する基本姿勢

～非営利法人として、ふさわしい透明性のある組織運営を行い、地域に対して積極的な情報発信と地域に認められる活動・事業運営～

- 1) コンプライアンス（法令等遵守）の徹底
- 2) 組織統治（ガバナンス）の確立
- 3) 健全な財務規律の確立

II 介護保険制度見直し・介護報酬改定に向けた基盤整備（中期ビジョン） 地域包括ケアシステムへの取組・推進～生活圏域での施設の取組と役割～

1. サービスの取組

- 1) 在宅サービス・施設サービスのそれぞれにおいて、利用者の地域での暮らしの継続を重視したサービス提供に努める
- 2) 一人ひとりの利用者にとって、生活の場にふさわしい環境整備に努める
- 3) 災害等に備えた、具体的計画の整備と訓練等の実施
- 4) 地域ニーズに応じたサービス内容の見直し（自立支援や介護予防、障害者サービス相互乗り入れ、認知症、中重度・医療的ケア等）

2. 業務の標準化と役割

- 1) サービス提供についてのマニュアル（手順書）等を作成し、職員に周知するとともに、定期的見直しの実施
- 2) 職員への体系的な教育・研修プログラムの策定と実施
- 3) サービス自己点検と改善
- 4) 介護ロボットやICT化導入検討

3. 地域との連携強化

- 1) ボランティアの育成と活用
- 2) 施設機能の活用
- 3) 地域から信頼される情報発信
- 4) 多様な主体との連携・協力

平成29年度社会福祉法人大恵会事業計画（案）

基本方針

社会福祉法人大恵会は、開設35周年を迎えます。国、県及び市町の福祉施策を踏まえ、当法人が経営する施設・事業所の事業実施体制を充実させ、各種サービスを確実に提供するとともに、より一層効率的、効果的な運営により、自主自立経営の確立を図る。

各社会福祉事業の実施に当たっては、事業者として長年培ってきた知識と技術を活かし、専門的で質の高い福祉サービスを提供し、より高い信頼性の確保に努める。

- 1 社会福祉法人制度改革により、法人に対するより一層の期待と役割が求められることとなった。主たる事業である社会福祉事業はもとより、社会や地域での福祉サービスに積極的に取り組んでいくことを改めて認識する必要がある、そのための法人組織体制の充実を図っていく。
- 2 各施設・事業所の運営に当たっては、利用者の様々な特性、ニーズに柔軟かつ適切に対応し利用者主体のサービス提供を推進する。
- 3 利用者の安全・安心を確保するため、職員一人ひとりが利用者の人権を尊重し、法令遵守するとともに、職員に対する教育・相談・指導体制を構築し、権利擁護意識を高める。
- 4 利用しやすい親しみのある施設・事業所づくりを目指し、利用者の健康と安全を確保するため衛生管理や防災管理を徹底する。また、大規模災害が発生した場合の本部及び各施設・事業所等の連携のあり方等を検討し、支援協力体制の充実を図る。
- 5 将来の組織運営を見据え、計画的な人材確保と育成を図るとともに、職員にとって誇りと働きがいのある職場の創出に努める。

特別養護老人ホーム今市ホーム・在宅介護支援センターおちあい

特別養護老人ホーム・短期入所生活介護

訪問介護・訪問入浴・通所介護・居宅介護支援・地域包括支援センター

利用定員

特別養護老人ホーム 50名

短期入所生活介護 10名

通所介護 30名

I 特別養護老人ホーム今市ホーム

1 目標

- 1) 利用者の意思及び人権を尊重し、個々人にあったサービスを提供する。
- 2) 研修会等に参加し、職員の知識と介護技術の一層の向上を図り、支援サービスに反映させる。
- 3) 利用者は地域の一員としての生活が維持できるよう、行事等を通し地域住民との交流を図る。

2 介護（生活支援）サービス

a 生活相談

利用者一人一人の意志を尊重し、ニーズに合わせた支援ができるよう、また、QOLの向上に努める。

b 介護

- ・個々人の人権とプライバシー、また、心身の状態や意向を尊重しながら「その人らしい生活」が送れるよう支援する。
- ・行事・クラブ活動等を行い、日々の生活にゆとりと潤い、四季を感じながらの生活を心掛ける。
- ・研修等を通して知識の習得と介護技術の向上を図る。

c 看護

疾病の早期発見・早期治療に努め、利用者個々に応じた健康管理を行う。多職種が一体となり利用者の健康保守管理の充実を図る。

d 栄養

- ・利用者の身体状況や嗜好等を考慮した食事を提供する。また、安心して日常生活が送れるよう個々人の状態の変化に対応した栄養管理に努める。
- ・感染防止対策を常に念頭に置き、委託業者を指導し協力する。

e 機能訓練

利用者のニーズに合った、日常生活の機能維持・向上に資する機能訓練の充実を図ると共に、安心した施設内生活を確保する。

3 各種委員会

a 安全衛生委員会

- ・職員が健康で安全に業務できる職場環境を整える。
- ・職場のメンタルヘルス対策に取り組み、効果的なサポート体制を整備する。
- ・腰痛の早期発見・早期対応に努め、基礎知識の習得、福祉用具・機器の活用において腰痛予防対策の推進を図る。

b 事故防止委員会

- ・事故が起きないような環境を作る。
- ・事故が発生した場合には、速やかに対処し、事故防止委員会を開催して、事故防止対策を決定し周知する。事後に再評価し防止対策を定着させる。

c 感染症防止対策委員会

感染を未然に防ぐ体制を整備し、職員研修を実施するとともに、感染症発生時には迅速・適切な対応をして拡大防止に努める。

d 身体拘束廃止及び虐待防止委員会

利用者の尊厳を理解し、拘束ではなく、常に代替えとなる柔軟なケアの提供が実践できるように努める。緊急やむを得ないときは、所定の手続きをとり、記録に残し対処する。

e 褥瘡委員会

褥瘡及びハイリスク者の把握をし、看護・介護・管理栄養士等と連携を図り、看護を中心として指導、評価、予防に努める。

f 排泄委員会

個々の排泄パターンを見直し、課題を上げて検討し、QOLの向上につながる排泄ケアを目指す。

g 給食委員会

より良い食事提供のために様々な問題点を多職種間で協議し、利用者の健康や給食業務の充実・向上を図る。感染防止対策は常に議題とし、予防に努める。

h 研修委員会

- ・サービス向上のための研修、技術研修など、様々な施設内研修を実施する。また、施設外研修へも積極的に参加し復命研修会を開催し、職員間で情報共有に努める。
- ・研修後の評価を実施し、次の研修施策や研修計画に反映させ、レベルアップを目指す

i 防災防犯委員会

火災・防災・防犯に備えマニュアルを作成し対策を実施する。

II 在宅介護支援センターおちあい訪問介護事業所

1 目標

- 1) 利用者の人権を尊重したニーズへの柔軟な対応
- 2) 個別性を重視した良質な訪問介護サービスの提供
- 3) 利用者・訪問介護員・各関連機関への報告・連絡・相談を円滑に行う
- 4) サービスの統一化とヘルパー技術の向上

2 各種会議

- ・ヘルパー会議（1回/月）
- ・各研修（施設内・施設外）への参加
- ・担当学会議の参加

III 在宅介護支援センターおちあい訪問入浴事業所

1 目標

- 1) 利用者が安全に安心して利用できるよう、利用者一人ひとりの身体状況を把握し、異常の早期発見と健康管理・生活上の助言等、利用者、家族に提供する。
- 2) 各関連機関への報告、連絡、相談を円滑に行う。
- 3) ターミナルケア・身体障害者も出来る限り受け入れることにより幅広い訪問入浴サービスの提供を目指す。

2 各種会議

- ・ヘルパー会議
- ・担当学会議への参加
- ・各種研修会（施設内・施設外）への参加

IV 在宅介護支援センターおちあい通所介護事業所

1 目標

- 1) 利用者の人権を尊重し、相互信頼を築き、地域と密着した施設を目指す。
- 2) 利用者様の衛生管理を前提に、安全・安心なケアを確保する。
- 3) 送迎時は、法令を順守し安全運転を第一とし、無事故・無違反に勤める。

2 介護サービス

a 生活相談

- ・利用者のアセスメントを取り、ニーズに柔軟かつ適切に答えられるようにする。

- ・利用者の尊厳を守り適切な接し方や言葉遣いを徹底する。

b 介護

- ・利用者の心身の状態に応じて本人に合った介護方法を提供する。
- ・利用者の生活の質の向上を図る
- ・年中行事や外出などの生活の中で楽しみを見出してもらう。

c 看護

- ・心身共に安定して毎日を過ごせるように、体調に留意し健康維持に勤める。
- ・清潔な環境の中で安全に過ごせる様、周囲の環境に常に目を配る。
- ・デイサービスは在宅の延長であり、生活援助として見守りや服薬管理を行い医師の指示通りの服薬が出来る様支援する。

d 栄養

- ・栄養面・食事制限等に配慮した食事を提供し、選択食や行事食も取り入れて食事を楽しんでもらう。また、利用者が和やかな雰囲気の中で食事が出来るよう努める。感染防止対策を徹底する。

e 機能訓練

- ・デイサービスの中での生活を通して日常生活動作訓練を行い、心身機能を維持していく

3 各種会議

- ・会議にて、情報の共有化をはかり、連携に努める。
- ・事例検討会を開催し、個別ケアや職員共通の理解を確認、サービスの統一を図る。
- ・外部研修へ積極的に参加し、技能の向上を目指す。

V 在宅介護支援センターおちあい居宅介護支援事業所

1 目標

- 1) 利用者は疾患、年齢、環境と多様であり様々な課題を抱えているが、住み慣れた地域での暮らしを継続できるよう柔軟な新規利用者の受け入れを行う。
- 2) 利用者が生活に対し自己決定できるよう介護サービス事業所、医療機関、地域資源機関等と連携を図り支援を行う。

2 各種会議

- ・目的に応じたカンファレンスの実施・出席
- ・ケアプランに応じたカンファレンスをはじめ、地域の会議等に出席する事で居宅支援として課題の把握と共有を行い、利用者や家族を支援するネット

ワークを築いていく。

・外部研修への積極的な出席

更新研修のみならず、日光市や県で実施している研修、特に事例検討を行う事で困難事例への対応の幅を広げていく。

VI 今市南地域包括支援センター

1 目標

地域包括ケアシステムの実現に向けて地域包括支援センターの強化が求められている。地域において医療・介護・福祉の提供が一体的になされるように、日光市及び日光市地域包括支援センター、社会福祉協議会コミュニティーソーシャルワーカー、地区担当保健師、障がい者相談支援センターなどの関係機関との連携を密にして地域課題の把握に努める。

2 主な事業

(1) 介護予防マネジメント事業

日光市で把握した二次予防高齢者に対し、生活機能の低下を予防するための目標を定めた支援をする。

(2) 総合相談事業

専門的・継続的な支援を行うため課題の明確化や適切な制度利用につながるように支援する。

(3) 実態把握事業

地域ケア会議の開催により、個別ケースの検討や情報の共有を行い、地域課題の把握及びネットワークの構築を図る。

(4) 権利擁護事業

成年後見制度の利用促進や高齢者虐待・困難事例への対応など、継続的に相談支援を行う。

(5) 介護予防事業

地域内で実施されるサロン事業、交流会の事業開催に協力し、参加者の実情を把握し地域課題の把握に繋げる。

(6) 包括的・継続的マネジメント事業

地域で活動する介護支援専門員とのネットワークの構築や継続的サポートの実施。

(7) 介護支援事業及び日常生活支援総合事業

高齢になってもできる限り住み慣れた地域で生活できるように、生活の維持・改善を目的にサービスの提供をする。

3 各種会議

日光市地域包括支援センター連絡会議・地域ケア会議、保健師・看護師打合せ、成年後見及び社会福祉士会議、主任介護支援専門員打合せ、にっこう福祉のまちづくり推進委員会に参加する。

特別養護老人ホームひかりの里

特別養護老人ホーム・短期入所生活介護・通所介護・居宅介護支援

利用定員

特別養護老人ホーム	50名
短期入所生活介護	10名
通所介護	20名

I 特別養護老人ホームひかりの里

1 目標

- 1) 入居者・利用者が安全で安心した生活
- 2) 入居者・利用者がいきいきする生活
- 3) ひかりの里から地域へ

2 介護（生活支援）サービス

a 生活相談

- ・入居者率の向上と安定
- ・家族、地域との交流・連携

b 介護

- ① 入居者の意思・人格を尊重し、入居者の「現在（いま）」を大切にする。
 - ・入居者に聞く（聴く）、確認する、自己選択、遂行できる場面の提供
 - ・座位姿勢を中心とした動作・生活行為（移乗、食事、排泄、入浴）の支援
- ② 職員の意識改革を図り、専門性を向上させ、質の高いケアを提供する。
 - ・認知症基礎研修、実践者、リーダー研修への推進
 - ・ユニットリーダー研修への推進
 - ・介護福祉士取得への支援
 - ・事例・研修検討報告会の実施
- ③ ケアの目的を明確にして、根拠あるケアを実践する。
 - ・介護計画の整備・活用（介護過程の展開）
 - ・介護マニュアルの整備
- ④ 一人ひとりの個性と生活リズムを尊重した「個別ケア」を目指す。
 - ・ユニットケアの推進
 - ・24時間シートの整備・活用
 - ・余暇活動、クラブ活動の充実

c 看護

① 健康管理

- ・平均年齢が88歳と高齢であるため、高齢者の特徴を理解、周知し肺炎、感染症を予防
- ・年2回の健康診断を行ない主疾患の管理、異常の早期発見、対応

- ・ 嘱託医との連携
- ② 生活予防
 - ・ 水分摂取量、排泄（排便）状況の把握と管理
 - ・ 感染症、褥創の予防
- d 栄養
 - ① 生活に豊かさと満足感が味わえるような食事の提供
 - ・ 季節感のある献立や入居者の嗜好に配慮した食事を提供します。
 - ・ 生活の張り合いとなるような行事食やイベント食などを取り入れます。
 - ・ 個人毎の栄養所要量に基づく献立により、健康の維持を図ります。
 - ② 栄養ケアの向上
 - ・ 入居者一人ひとりに合った栄養ケア計画を作成・実施し、多職種で協力して栄養改善に取り組みます。
 - ・ 疾患のある利用者には、その病態に応じた療養食を提供します。
 - ・ 定期的に評価、見直しを行い、早期に回復に努めます。
 - ③ 摂食・嚥下機能に配慮した食事
 - ・ 嚥下や咀嚼状態により食事形態の検討を行い、口から安全に食事が食べられるように支援します。
 - ・ 嚥下機能が低下しても経口で食事が楽しめるような取り組みを行っていきます。
- e 機能訓練
 - ① 動作・生活行為の維持・向上
 - ・ 入居者一人ひとりの日常生活行為の把握と具体的な生活目標の設定
 - ・ 他職種協働で個別機能訓練計画を作成、実施
 - ② 痛み、苦痛の軽減
 - ・ 可能な範囲で体を動かせる機会の確保
 - ・ 関節の痛みや床ずれなどによる新たな苦痛の予防
 - ・ 車イス、ベッド上でのポジショニング（安楽な姿勢）の評価・見直し

3 各種委員会

- a 防災（火災・地震・風水害）委員会
 - ・ 防災訓練の実施（年2回の火災訓練、地震等災害訓練）
 - ・ 防災マニュアルの整備・周知
- b 身体拘束・高齢者虐待防止委員会
 - ・ 身体拘束・高齢者虐待防止の研修会の企画・運営・啓発活動
 - ・ 権利擁護者推進員研修会への参加・報告
- c 事故防止委員会
 - ・ 事故防止研修の企画・運営（年2回）
 - ・ 事故発生の分析と対応の周知
 - ・ ヒヤリハット活動の推進

- d 感染症防止委員会
 - ・感染症防止研修の企画・運営（年2回）
 - ・インフルエンザ、ノロウイルスの予防
 - ・肺炎、尿路感染症の予防
- e 褥瘡防止委員会
 - ・褥瘡防止研修会の企画・運営
 - ・褥瘡リスク者への対応
 - ・嘱託医との連携
- f 給食委員会
 - ・行事食の企画・運営
 - ・委託業者との連携
- g 広報委員会
 - ・ホームページを活用した広報活動の企画・運営
 - ・外部機関のフォトコンテスト等への参加
- h 入所検討委員会
 - ・定期的な入所検討委員会の開催
- i 敬老委員会
 - ・敬老会の企画・運営

II ひかりの里通所介護事業所

1 目標

利用者に選ばれ、利用者の笑顔あふれるデイサービスを目指す。
職員一人ひとりがデイサービスの役割と存在の意味を理解する。

2 介護サービス

a 生活相談

家族・ケアマネ・その他のサービス事業者と連携し、住み慣れた地域や住まいで尊厳ある自立した生活を継続してもらえるように、生活の上での課題、利用者が望む利用者の為のサービス把握に努める。

b 介護

食事・排泄・入浴などは、在宅での生活をイメージし、その方に必要なケアを行う。

レクレーションなど内容の見直しを行い、集団での介入から個別に対応していく。

c 看護

身近な医療者として、利用者や家族の健康相談を受けることによって少しでも生活の不安を取り除けるようにする。

利用者が健康を維持して自宅での生活が出来るように、家族・ケアマネ・その他のサービス事業者と情報共有して、身体状況や体調の変化を早期発見、利用中に体調の悪化が起こった場合は早期に対応していく。

d 栄養

①生活に豊かさと満足感が味わえるような食事の提供

- ・季節感のある献立や入居者の嗜好に配慮した食事を提供します。
- ・生活の張り合いとなるような行事食やイベント食などを取り入れます。
- ・個人毎の栄養所要量に基づく献立により、健康の維持を図ります。

②栄養ケアの向上

- ・疾患のある利用者には、その病態に応じた療養食を提供します。

③摂食・嚥下機能に配慮した食事

- ・嚥下や咀嚼状態により食事形態の検討を行い、口から安全に食事を召し上がっていただけるように支援します。
- ・嚥下機能が低下しても経口で食事が楽しめるような取り組みをします。

e 機能訓練

個別機能訓練の実施（毎週月曜日）

3 各種会議

定期的な会議の開催と施設との共同による研修会の実施

Ⅲ ひかりの里居宅介護支援事業所

1 目標

介護が必要になった利用者およびご家族が、介護保険制度を理解し、サービスを利用することで在宅生活が維持できるように支援する。多数ある居宅介護支援事業所の中から選んでいただける事業所、信頼される介護支援専門員となれるよう業務に努めていく。また、担当利用者の確保による運営の安定、居宅サービス計画書の質の向上、専門職としてのスキルアップ、地域包括支援センターとの協力による介護予防支援・総合事業対象者の支援を行うことを目標とする。

2 各種会議

主任ケアマネジャー研修などへの参加および地域包括支援センターや各関係事業所等外部との連携を図り、居宅介護支援事業所として、また、介護支援専門員としてスキルアップしていく。

グループホームひなた

(介護予防) 認知症共同生活介護

利用定員 9名

1 目標

入居者様全員が主役であり、職員は脇役に徹し、日々の生活の中でその人一人ひとりにスポットが当たるようにして、喜びや存在意義を感じてもらえるようにしていく。

2 介護（生活支援）サービス

季節を感じる生活をする

日常と非日常のメリハリのある生活をする

感染症・事故防止の徹底を図る

地域・利用者との消防訓練の実施

3 各種会議

事業所会議（1回／月）

ミーティング

地域運営推進会議（1回／2ヶ月）

介護の質の向上と資格取得

認知症の研修参加

養護老人ホーム晃明荘
養護老人ホーム

利用定員 84名

1 目標

地域との共生を目指し、地域団体との交流など基盤整備に努め、併せて人材を育成し施設機能の強化を図ります。

- 1) 地域との協働体制を構築し、措置施設の機能を地域に発信し積極的に住民ニーズに応えます。
- 2) 自立支援の理念の下、個人の思いを尊重し日常生活における選択する機会を提供します。
- 3) 多様なニーズに対応するサービス提供体制を確立するとともに、職員の専門性を強化しサービスの向上を図り、入居者の健康保持に努めます。

2 介護サービス活動指針

a 生活相談員

- ・入居者の権利擁護を推進し、代弁機能を充実します。
- ・施設内におけるコミュニティの形成を目指した生活支援計画（処遇計画）を策定し、養護老人ホームにおけるソーシャルワーク活動の強化を図る。
- ・親睦会などのグループ活動を推奨しそれぞれを組織化し、施設におけるコミュニティ形成を目指す。
- ・地域福祉を推進するため、地域の団体や関係機関との関係性を構築し、地域アセスメント活動を推進する。

b 介護支援専門員

- ・入居者の自己決定の原則を基本とし、自立支援の理念を踏まえた入居者の生活リズムに連動した生活支援計画（介護計画）を作成する。
- ・生活支援計画（介護計画）を円滑に実践するため記録等の整備を行う。
- ・入居者主体の計画が策定されるようアセスメント、モニタリングを徹底し、入居者にとって適切な介護を実施する。

c 介護・支援

- ・ケースワークからグループワークへの展開を実践するとともに、入居者の変化を早期に発見し健康管理に努める。
- ・アセスメント活動の実践と記録を徹底し、入居者の介護ニーズを生活支援計画（介護計画）に反映する。
- ・余暇活動などを通して入居者の潜在的ニーズを発掘し支援に繋げる。
- ・入居者の心身の状態に即した生活リハビリテーションや認知症の対応を行う。

d 看護

- ・医療機関（嘱託医含む）との協働体制確立。
- ・日々の健康状態をデータ化し、疾患が疑われる対象者や発症が予測される対象者を選別して疾病予防に努める。
- ・基礎疾患をもとに個別に働きかけてリスク管理を行い、日々の健康管理に努め、早期の対応を実施する。
- ・継続的な運動器機能向上訓練の実施。
- ・インフルエンザ等の感染症対策を充実し集団感染リスクを回避する。

e 栄養

- ・食生活の充実から健康維持を推進する。
- ・栄養マネジメントを適切に行い食事提供方法（代替食等）を検討し健康維持に努める。
- ・会食の雰囲気を意識し食生活環境への配慮を行う。

f 機能訓練

- ・介護予防的視点での運動器機能訓練教室を開催する。
- ・体操教室等を開放し住民の交流を図るとともに、住民の健康状態など専門的なスクリーニングの可能性を模索する。

3 各種委員会

a 施設運営委員会

- ・処遇レベル向上、施設内研修、虐待防止、苦情対応、施設行事の企画など施設運営に関することを協議決定する。また、各委員会の活動を所管する。

b 事故防止委員会

- ・事故防止、予防の意識の高揚を図るとともに、事故報告書による発生事案の検証と予防対策を行い。運営委員会に報告する。

c 感染症対策委員会

- ・年2回感染症の研修会を開催し感染症予防の意識を高め、定期的に委員会（3ヶ月1回）を開催する。また、入居者及び職員に感染症発症者がでた場合には、臨時の対策会議を行う。感染症シーズンなど居室、廊下共用部等の消毒を徹底し予防に努める。

d 給食委員会

- ・食事の提供方法、食器、テーブル、いすなど食事環境を見直しとともに、入居者の嗜好調査を実施し、献立、行事に提案していく。また、職員の食に関する知識・関心を高め、安全な食環境の整備を行う。

e 広報委員会

- ・施設の行事、入居者の活動などを年4回の広報誌として発行する。また、ホームページを広報誌と同じ時期に更新する。

f 防火、防災対策委員会

- ・消防計画に基づき年2回の全職員、全入居者参加の避難訓練と災害対応研

修、防災設備の研修を実施する。また、週に1回の消防設備、避難器具、避難経路の点検し日頃から防災についての周知に努める。

グループホームみょうじん

認知症共同生活介護・共用型認知症通所介護

利用定員 9名

共用型通所定員 3名

1 目 標

利用者が地域社会とつながりながら、自立し「心身を健康に」「心を癒し」
当たり前の暮らしが続けられるよう、日常生活上の必要な支援を行います。

2 介護（生活支援）サービス

- ・見守りシステムを導入し、利用者の見守り対応の迅速化と健康管理の向上を図るとともに介護職員の業務負担及びストレスの軽減を図る。
- ・日頃の健康状態を的確に把握して病状の悪化を未然に防ぐよう医療連携体制を強化するとともに、利用者本人及びその家族に寄り添いながら人生の最期まで尊厳ある生活を支援する終末期ケアに努めます。
- ・地域住民を対象に認知症カフェ「オレンジカフェみょうじん」への参加を呼びかけ、お茶を飲みながら「安心して過ごせる場」「情報交換の場」「介護予防の場」として地域福祉を支えて行きます。

3 各種会議

運営推進会議において「地域で抱える介護問題」の事例検討を行い、委員間で問題点を整理し地域の各分野で解決に向けたそれぞれの役割について話し合い、地域の一員として問題解決の一役を担っていきます。

小規模多機能ホームみょうじん
小規模多機能型居宅介護

利用定員 29名（通所18名 宿泊9名 訪問29名）

1 目標

家庭的な環境と地域住民との交流のもと自立した日常生活が営むことができるよう、「通い」「宿泊」「訪問」機能を効果的に組み合わせ提供し、利用者の生活機能の維持・向上を目指します。

2 介護（生活支援）サービス

a 生活相談

- ・利用者及びその家族、介護で悩む地域住民を対象に、事業所に気軽に立ち寄り相談ができる「介護相談所」を開設し、地域に根付いた事業所を目指します。
- ・認知症カフェ「オレンジカフェみょうじん」において介護相談を行い、必要な情報の提供と助言等を行い、介護で悩みを抱える方々の負担軽減を図ります。

b 介護

- ・利用前の親しい友人や近隣との関わりなどを詳細に把握し、得た情報をもとに地域の協力を得ながら、地域と係わりを持ったサービスを提供します。
- ・新規利用者に一日も早く馴染んで頂けるよう新規利用担当者を決め、担当者を中心に丁寧な声掛けやきめ細かい気配りのある支援を行います。

c 看護

- ・かかりつけの病院や協力病院と連携し必要な情報の提供を受け、利用者の日常の健康管理に努めます。

d 栄養

- ・季節の食材を取り入れ栄養バランスを考慮した楽しみある食事を提供します。

e 機能回復訓練

- ・理解療法士による機能回復訓練を個別訓練と集団訓練に分け実施し、利用者の身体機能の維持回復を図ります。

3 各種委員会

倫理観の徹底と法令遵守の観点から、研修委員会を中心にスピーチロックや利用者が不快や悲しみを感じる行為が行われないよう必要な研修を実施します。